別表第2の2（第3条関係）

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年　月　日

伐採する者:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

森林の所在場所:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

チェック項目	確認
⑴　伐採の方法及び区域の設定 ① 森林所有者に対し再造林の必要性を説明しその実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。 ② 伐採する区域の明確化を行う。 ③ 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採・更新方法を採用する。保護樹帯や保残木を設定するとともに、架線や集材路を通過させる影響範囲を最小限にする。 ④ 伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより伐採を空間的・時間的に分散させる。	□
⑵　林地保全に配慮した集材路[注1)]・土場の配置・作設 ① 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針[注2)]に規定する森林作業道として作設する。 ② 集材路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ③ 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 ④ 土場の作設ではのり面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。 ⑤ 集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑥ 集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑦ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 集材路・土場は渓流から距離を置いて配置する。 ⑨ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑩ 集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破砕帯等を通過する場合は、極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑪ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑫ 幅員が3mを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が1haを超えない。 注1)集材路：立木の伐採，搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設（道）（森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する。） 注2)「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）	□
⑶　周辺環境への配慮 ① 集材路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ② やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。	□
⑷　生物多様性と景観への配慮 ① 希少な野生生物の生育等を知った場合は、線形及び作業時期の変更等をする。 ② 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。	□

⑸　路面の保護と排水の処理 ① 路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ② 横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③ 安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④ 渓流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤ 洗い越し施工では、断箇所で路面より低い通水面を設ける。 ⑥ 曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦ 開きょ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。	□
⑹　切土・盛土 ① 集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。 ② 切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③ 切土高は 1.5m程度以内を目安(ヘアピン区間を除く。)とし、高い切土が連続しないようにする。 ④ 切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する(土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安)。 ⑤ 盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥ 盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。 ⑦ 地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	□
⑺　作業実行上の配慮 ① 集材路・土場は作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する。 ③ 伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。	□
⑻　事業実施後の整理 ① 枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用に努める。 ② 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理し、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。 ③ 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ④ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げとならないようにする。 ⑤ 枝条等が出水時に渓流に流れ出たりしないよう、渓流沿い等に積み上げない。渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。 ⑥ 集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、横断溝等の排水処理を行う。 ⑦ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑧ 伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権原を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。	□

搬出計画図(例)

